

2013年5月31日に「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（通称マイナンバー法）が公布された。

マイナンバー（個人番号）制度は、行政運営を効率化・透明化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現するための社会基盤となるものだ。

今年の10月から各自治体から市区町村民1人1人に[個人番号]が通知され、来年の1月からは申請した住民に「個人番号カード」が交付される。

この個人番号の利用が始まることで、社会保障や税に関する手続きなどの提出書類の簡素化や行政の業務間の連携によるきめ細かな支援・サービスなどの向上が期待されている。

2003年度に始まった住民基本台帳カードは、他の機能が少なかったことから同カードの取得者は5.4%にとどまっており、ICチップ付きの番号カードが新たな国民共通の身分証として定着する可能性がある。

厚労省の研究班が2014年12月、個人番号カード（以下、番号カード）を保険証代わりにも使えるようにすることを提言していた。

同省によると、医療施設を受診する際に番号カードを提示すると、カード内の情報で本人かどうかを確認する。また病歴などの情報はカードに残さないため、プライバシーが守られると判断し、採用を決めた。

2018年度をめどに活用分野を拡大させ、銀行口座との連携も検討している。

番号カードは、ハローワークなどで住民票や所得証明書の代わりに利用できるほか、全国約700市町村にあるコンビニ店では住民票の写しや印鑑登録証明書を取得できるというメリットがある。いいことづくめだが、今後デメリットなどを指摘されることもありそうだ。

番号カードの運用に当たり、関係する省庁等は、以下の通り。

☉首相官邸 ☉内閣官房 ☉内閣府 ☉財務省 ☉金融庁 ☉国税庁 ☉文科省 ☉厚労省 ☉農水省 ☉国交省など。
（内閣府官房HPから）